账

丁目2番20号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

ページ

目 次

告 示 ○救急病院の認定

(医療政策課)

○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課) ○急傾斜地崩壊危険区域の指定

(防災砂防課) 1

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(都市計画課)

高知県公安委員会告示

○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師 の指定

高知県告示第658号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第 1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。 平成29年10月3日

高知県知事 尾崎 正直

認定の有効 医療機関の名称 所 認定年月日

高知高須病院 高知市大津乙2705番 平29·9· 平32·9· 抽 1 29 30

高知県告示第659号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」とい う。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項 の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模 小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる 事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労 働部経営支援課に提出することができる。

平成29年10月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
- (2) 届出者の住所 高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 サニーマート山手店

高知市山手町78番地1ほか

(4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏 高知市知寄町二丁目1番37号

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者(届出後に追加 されることがある。(9)のアにおいて同じ。)の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社サニーマート	代表取締役 中村 彰 宏	高知市知寄町二丁 目1番37号

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年5月16日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3.081平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数 123台
- イ 駐輪場の収容台数 108台 ウ 荷さばき施設の面積
- 174平方メートル エ 廃棄物等の保管施設の容量
- 78立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び 閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニーマート	午前9時	午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午前0時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 2 笛所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成29年9月15日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第660号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律 第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を 急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡 多十木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年10月3日

高知県知事 尾﨑 正直

幡多郡黒潮町川奥(上)(追加)

(1) 標柱を設置した土地の地番

押 扑亚口	所在地	地番
標柱番号	別任地	地份
6	幡多郡黒潮町川奥字カシヤシキ	287 — 1
7	11 11 11	287 — 2
8	" " 字クマノ谷	307 — 1
9	""字樫屋敷山	979-14
10	11 11 11	n .

(2) 区域

平成4年10月高知県告示第527号で指定した佐賀町川奥 (上) 急傾斜地崩壊危険区域内(以下「527号区域」とい う。) に存する標柱1と標柱6を県道秋丸佐賀に沿って結ん だ線、標柱6から10までを順次に直線で結んだ線、標柱10と 527号区域に存する標柱2を直線で結んだ線及び527号区域に 存する標柱2と527号区域に存する標柱1を直線で結んだ線 により囲まれた区域内とする。ただし、平成10年3月23日建 設省告示第775号で指定したクマノ谷川砂防指定地を除く。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成29年10月3日

高知県知事 尾﨑 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成29年8月15日 29高都計第307号	南国市大埇字小豆尻 甲1255番1の一部ほ か1筆	南国市大埇甲1609 番地 5 有限会社アイス不 動産 取締役 中 澤 正志

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第18号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条の3第2項及び第12条の3並びに高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成21年高知県公安委員会規則第9号)第4条第1項及び第2項の規定により、法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成29年10月1日(掲示済)

高知県公安委員会委員長 織田 英正

1 法第4条の3第2項の規定に基づく診断及び法第12条の3の 規定に基づく診断のうち介護保険法(平成9年法律第123号) 第5条の2に規定する認知症である者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
澤田健	国立大学 法人高知 大学医学 部附属病 院	南国市岡豊町小蓮 185番地1	平成29年10月 1日

2 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取 締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条各号に掲げる病気に かかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲 げる者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日

	澤田	健	国立大学 法人高知 大学医学 部附属病 院	南国市岡豊町小蓮 185番地1	平成29年10月 1日
L					

c